

生名地域交流センターの利用について

◆施設の申込方法

1. 申込場所受付時間（電話申込可）
立石港務所 ８：３０～１７：１５ TEL ７６－２２２４
上島町各総合支所総務課（弓削の場合は企画政策課） 開庁日の８：３０～１７：１５
2. 受付開始時期
各施設（大ホール・小会議室）の予約は、原則利用する月の３ヵ月前の１日から受け付けます。
3. 利用時間・期間
（１）地域交流センターは年中無休です。但し、都合により臨時休館とする場合があります。ご了承ください。
（２）各施設の利用時間は、原則午前８時３０分から午後１０時迄です。準備及び後片づけに要する時間は、使用時間の中に含めて申し込んでください。
（３）同一申請者による連続の利用は５日間を限度とします。

◆申込みからご利用まで

1. 利用許可願の提出
（１）「地域交流センター利用許可願」に必要事項を記入し、提出してください。
（許可願は、役場及び立石港務所に置いてあります）
（２）利用許可願は、施設の予約毎（月毎）に１部、提出してください。
2. 利用許可
「地域交流センター利用許可書」を発行します。
（決裁都合上、後日発行いたします。）
3. 利用当日
責任者又は申込者は、立石港務所に利用を必ず申し出てください。また、終了時も終了した旨、お伝えください。
午後７時以降に利用する場合は、利用当日の受付時間内に鍵を受け取ってください。
鍵の返却は、管理者の指示に従ってください。

◆利用許可できない場合

以下の場合は、ご利用をご遠慮させて頂くことがありますので、ご了承ください。

- （１）公序良俗を乱すおそれがあるとき。
- （２）施設の管理運営上、支障があると認められるとき。
- （３）営利を目的とするとき。
- （４）利用許可の条件に違反したとき。
- （５）その他、管理者が利用を不適當と認めるとき。

※ 参加費の有無や催しなどの名称にかかわらず物品販売、商品説明、商談、勧誘、従業員募集等、これらに類した内容の利用はいずれも許可できません。また、葬儀についても利用許可できません。

◆利用時の注意事項

- （１）ゴミ（生ゴミ等）は必ずお持ち帰りください。
- （２）室内での火気使用及び危険物の持ち込みは禁止です。
- （３）施設内での喫煙はできません。
- （４）各施設内での飲食・飲酒は可能ですが、公の施設ですので節度を持った利用を心がけてください。但し、申込内容によっては、利用許可出来ない場合もありますので、ご了承ください。
- （５）使用後は清掃（トイレも含む）し、各施設内の机や椅子のレイアウトを変更された場合は、利用後は原状に回復してください。
- （６）施設・備品等を汚損、破損、または紛失したときは、損害を賠償して頂きます。
- （７）電灯、エアコン等のスイッチは使用后、必ず責任者が確認してください。
- （８）必要な物品（事務用品、茶葉、布巾、ゴミ袋等）は持参してください。

◆問い合わせ先

上島町企画政策課（電話番号 ０８９７－７７－２５００ 代表）